

CTBT ON-SITE INSPECTION
-PROTECTION OF CONFIDENTIALITY AND INFORMATION RELEVANCY-

Sukeyuki ICHIMASA,

Research Fellow, CPDNP JIIA

邦題「CTBT 現地査察 秘密情報と査察関連情報保護の在り方への一考察」

一政祐行

(財)日本国際問題研究所 軍縮・不拡散促進センター 研究員補

<和文要旨>

包括的核実験禁止条約 (CTBT) で規定される現地査察では、干渉の程度の高い査察技術を用い、核爆発実験が行われたと目される 1000Km²の査察区域にて、条約の遵守違反を発見するための最長 130 日間にも及ぶチャレンジ査察を実施することになる。その意味において、既存の軍縮・不拡散条約の実施機関でも前例のない機微な情報が取り扱われることになるため、CTBTの現地査察制度の整備は、技術的にも政治的にも非常な困難に直面している。

とりわけ、査察の目的に関係した情報の収集 (条約第 4 条第 35 項) と、被査察国による自国の機微情報の保護 (条約第 4 条第 57 項 (b)) に顕著に表れているとおり、査察の目的に関連した情報を査察団が有効かつ効率的に収集するルールが必要な一方、査察とは無関係な被査察国の機微情報を適切に保護できるルールもまた必要不可欠となる。しかし、現在の CTBT (条約と議定書) は、特に査察における現地査察関連情報の定義やその取り扱いに関して、査察団の権利義務と被査察国の権利義務の読み方には解釈の余地がある。

更に CTBT では、現地査察の詳細を運用手引書で規定する (議定書第 部第 12 項) としているが、先に述べたように査察団による査察に関連した情報の収集と、被査察国による査察に関係しない自国の機微情報の保護とは、まさに「利益のせめぎ合い」の状況にあるため、将来現地査察を受けることを危惧する国と、強力な現地査察のルール作りに関心のある国とで利害が錯綜し、運用手引書の作成は結果的に著しく遅れている。特に国家の安全保障に直結する秘密情報の保護の問題を巡っては論議を呼んでおり、その保護の在り方については論理的な解釈に基づいた何らかの整理が必要となっている。

そこで本論文では、条約・議定書で確固たる規定が付されていない現地査察の秘密情報 (Confidential Information) と、被査察国の機微情報 (Sensitive Information) とに明確な定義付けを試み、情報の秘密指定と秘密指定解除、CTBT 機関での情報管理の在り方、不正な情報漏洩が行われた場合の罰則規定等について、国際原子力機関 (IAEA) や化学兵器禁止機関 (OPCW) での類例を参照しつつ、具体的な考察を試みる。最終的には現地査察の目的に関連した情報の判断プロセスと、査察報告書に盛り込まれる調査結果について論ずることにより、全ての締約国に受け入れが可能な現地査察の秘密情報保護のコンセプトを筆者の個人的見解として提言する。(了)